

環保第 1122 号
平成 21 年 5 月 11 日

大阪府環境審議会
会長様



大阪府知事

大阪府における土壤汚染対策制度の見直しについて（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求める。

(説明)

有害物質による土壌汚染は、土壌を直接摂取したり、汚染物質が溶出した地下水を飲用することにより、人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、大阪府においては、土壌汚染対策法（平成14年5月制定。以下、「法」という。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成15年3月改定。以下、「条例」
○
）に基づき、土壌汚染の状況を把握するとともに、対策実施により健康影響の本然防止に努めてきました。特に大阪府域では古くから工業化が進んだ地域の工場跡地等において土壌汚染が確認されたことから、条例において土壌汚染調査の機会を拡大するとともに、ダイオキシン類を対象物質に追加するなど、地域特性に対応した土壌汚染対策を進めてきました。

法、条例による土壌汚染対策制度を運用してから6年以上が経過し、府域の土壌汚染の把握や対策の推進に一定の役割を果たしてきましたが、法や条例を運用する上での課題も出てきました。さらに、法や条例の適用を受ける前に土地所有者等の自主的な調査により汚染土壌が発見される事例も増加していることから、このような事例も含め、より適切な土壌汚染調査・対策を推進できる制度について検討する必要があります。

なお、本年4月には、国において、これまでの法の運用、土壌汚染調査・対策等の実態を踏まえ、改正法が国会で制定されたところですが、改正法では条例と重複する規定も見られることから、法との整合性について再度検討する必要があります。

以上のことから、土壌汚染対策制度のあり方について、これまでの運用や法改正の内容を踏まえつつ、より効果的な運用が図られるよう見直しを行う必要があります。

このため、大阪府における土壌汚染対策制度の見直しについて貴審議会の意見を求めるものです。